

# 付 録

## 日本標準産業分類第12回改定大・中分類項目表

A	農業，林業	G	情報通信業
01	農業	37	通信業
02	林業	38	放送業
B	漁業	39	情報サービス業
03	漁業（水産養殖業を除く）	40	インターネット附随サービス業
04	水産養殖業	41	映像・音声・文字情報制作業
C	鉱業，採石業，砂利採取業	H	運輸業，郵便業
05	鉱業，採石業，砂利採取業	42	鉄道業
D	建設業	43	道路旅客運送業
06	総合工事業	44	道路貨物運送業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	45	水運業
08	設備工事業	46	航空運輸業
E	製造業	47	倉庫業
09	食料品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）
11	繊維工業	I	卸売業，小売業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	50	各種商品卸売業
13	家具・装備品製造業	51	繊維・衣服等卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	52	飲食料品卸売業
15	印刷・同関連業	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
16	化学工業	54	機械器具卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	55	その他の卸売業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	56	各種商品小売業
19	ゴム製品製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	58	飲食料品小売業
21	窯業・土石製品製造業	59	機械器具小売業
22	鉄鋼業	60	その他の小売業
23	非鉄金属製造業	61	無店舗小売業
24	金属製品製造業	J	金融業，保険業
25	はん用機械器具製造業	62	銀行業
26	生産用機械器具製造業	63	協同組織金融業
27	業務用機械器具製造業	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	65	金融商品取引業，商品先物取引業
29	電気機械器具製造業	66	補助的金融業等
30	情報通信機械器具製造業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
31	輸送用機械器具製造業	K	不動産業，物品賃貸業
32	その他の製造業	68	不動産取引業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	69	不動産賃貸業・管理業
33	電気業	70	物品賃貸業
34	ガス業	L	学術研究，専門・技術サービス業
35	熱供給業	71	学術・開発研究機関
36	水道業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）

- M 宿泊業，飲食サービス業
  - 75 宿泊業
  - 76 飲食店
  - 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
  
- N 生活関連サービス業，娯楽業
  - 78 洗濯・理容・美容・浴場業
  - 79 その他の生活関連サービス業
  - 80 娯楽業
  
- O 教育，学習支援業
  - 81 学校教育
  - 82 その他の教育，学習支援業
  
- P 医療，福祉
  - 83 医療業
  - 84 保健衛生
  - 85 社会保険・社会福祉・介護事業
  
- Q 複合サービス事業
  - 86 郵便局
  - 87 協同組合（他に分類されないもの）
  
- R サービス業（他に分類されないもの）
  - 88 廃棄物処理業
  - 89 自動車整備業
  - 90 機械等修理業（別掲を除く）
  - 91 職業紹介・労働者派遣業
  - 92 その他の事業サービス業
  - 93 政治・経済・文化団体
  - 94 宗教
  - 95 その他のサービス業
  - 96 外国公務
  
- S 公務（他に分類されるものを除く）
  - 97 国家公務
  - 98 地方公務

市 町 村 地

1) 本表は平成23年3月31日現在の府下各市町村について、それぞれ市町村制施行の日までさかのぼって地域変遷の経過を記載したものであるが、一部地域の境界訂正等は含んでいない。なお、表中の年月日は分合年月日等を示し、(合)は合併・編入、(分)は分割、(昇)は昇格、(交)は交換、(改)は改称を示している。

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
大 阪 市 (明治 22. 4. 1)				(39.3.1)(交) 布施市の一部	(30.4.3)(合) 長 吉 村 瓜 破 村 矢 田 村 加 美 村 巽 町 茨 田 町  (31.9.1) 政令指定都市		(14.4.1)(合) 伝 法 町 鶴 橋 町 鷺 州 町 中 本 町 神 津 町 豊 崎 村 小 宮 町 城 東 村 玉 出 町 榎 本 町 粉 浜 村 鯉 江 町 津 守 村 榎 並 町 西 中 島 村 北 里 村 豊 市 村 古 道 村 大 水 村 新 庄 村 平 野 郷 町 中 島 村 喜 連 村 北 中 島 村 神 津 町 南 百 濟 村 歌 島 村 田 辺 船 町 依 羅 村 禰 島 村 長 居 村 福 墨 江 村 川 北 吉 村 住 王 寺 村 天 立 町 安 野 村 敷 津 村	(22.4.1) 東成、西成郡 のうち東、西 南、北区を廃 して大阪市を 設 置  (30.4.1)(合) 東 平 野 町 玉 造 町 西 高 津 村 清 堀 村 鶴 橋 村 (一部) 川 南 村 (大部) 川 北 村 ( " ) 伝 法 村 (一部) 中 本 村 ( " ) 北 野 村 曾 根 崎 村 上 福 島 村 下 福 島 村 西 難 波 村 木 津 村 (大部) 川 崎 村 ( " ) 野 田 村 ( " ) 天 王 寺 村 (一部) 豊 崎 村 ( " ) 生 野 村 ( " ) 鯉 江 村 ( " ) 九 条 村 三 軒 家 村 都 島 村 (大部) 野 田 村 ( " ) 天 保 町 今 宮 村 (一部)
堺 市 (明治 22. 4. 1)	(8.4.1) 中核市  (17.2.1)(合) 美 原 町  (18.4.1) 政令指定都市			(36.3.1)(合) 福 泉 町 (37.4.1)(合) 登 美 丘 町	(32.10.15)(合) 北 八 下 村 (33.7.1)(合) 南 八 下 村 (大部) (33.10.20)(合) 日 置 荘 町 (34.5.3)(合) 泉 ケ 丘 町	(13.2.11)(合) 神 石 村 (13.9.1)(合) 五 箇 荘 村 百 舌 鳥 村 金 岡 村 (17.7.1)(合) 踞 尾 村 浜 寺 町 鳳 田 荘 村 八 田 荘 村 深 井 村 東 百 舌 鳥 村	(9.4.1)(合) 湊 町 向 井 町 (14.10.1)(合) 舳 松 村 (15.10.1)(合) 三 宝 村	(22.4.1) 大鳥郡堺区を 廃し堺市を 設 置 (27.2.18)(合) 向 井 村 (一部)

## 域 変 遷 表

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以 降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
岸 和 田 市 (大正 11.11. 1)	(48.8.1)(合) 和泉市の一部					(13.3.3)(合) 土 生 郷 村 (15.6.1)(合) 有 真 香 村 東 葛 城 村 (17.4.1)(合) 山 直 町 南 掃 守 村 春 木 町 (23.4.1)(合) 山 滝 村	(11.11.1)(昇) 泉南郡岸和田 町に市制施行	
豊 中 市 (昭和 11.10.15)			(40.4.1)(交) 一部を吹田市 へ (43.11.1)(交) 同 上		(30.1.1)(合) 庄 内 町	(11.10.15) (合・昇) 豊能郡豊中町 麻田村、桜井 谷村、熊野田 村を廃し豊中 市を設置 (22.3.15)(合) 南 豊 島 村 中 豊 島 村 小 曾 根 村 (28.7.1)(合) 新 田 村 (一部)		
池 田 市 (昭和 14. 4.29)						(14.4.29)(昇) 豊能郡池田町 に市制施行		
吹 田 市 (昭和 15. 4. 1)	(52.12.1)(分) 一部を 茨木市へ (2.12.15)(交) 一部豊中市へ		(40.4.1)(交) 一部豊中市へ (43.11.1)(交) 同 上	(38.4.1)(合) 三島町の一部	(30.10.15)(合) 山田村 (33.1.1)(分) 一部 地 域 を 茨木市へ	(15. 4. 1) (合・昇) 三島郡吹田町 千里村、岸部 村、豊能郡豊 津村を廃し吹 田市を設置 (28.7.1)(合) 新 田 村 (一部)		
泉 大 津 市 (昭和 17. 4. 1)				(37.11.1)(合) 和泉市の一部	(34.7.1)(交) 信太村の一部	(17.4.1) (昇・改) 泉北郡大津町 に市制施行 泉大津市に 改称		
高 槻 市 (昭和 18. 1. 1)	(48.4.1)(合) 島本町の一部  (52.4.1)(合) 桂本南町の一 部 摂津市大字鳥 飼上の一部 (15.4.1) 中核市				(30.4.3)(合) 三 箇 牧 村 (31.9.30)(合) 富 田 町 (33.4.1)(合) 京都府南桑田 郡樫田村 (34.4.1)(合) 茨木市の一部	(18.1.1)(昇) 三島郡高槻町 に市制施行 (23.1.1)(合) 阿武野村 (25.11.1)(合) 五領村		

## 市 町 村 地

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以 降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
貝 塚 市 (昭和 18. 5. 1)						(18.5.1)(昇) 泉南郡貝塚町 に市制施行		
守 口 市 (昭和 21.11. 1)					(32.4.1)(合) 庭 窪 町	(21.11.1) (合・昇) 北河内郡守口 町、三郷町を 廃し守口市を 設 置		
枚 方 市 (昭和 22. 8. 1)					(30.10.15)(合) 津 田 町	(22.8.1)(昇) 北河内郡枚方 町に市制施行		
茨 木 市 (昭和 23. 1. 1)	(48.4.1)(交) 摂津市の一部 (52.12.1)(合) 吹田市の一部			(35.4.1)(分) 一部を三島町 へ	(30.4.3)(合) 福 井 村 石 河 村 見 山 村 清 溪 村 (30.4.15)(分) 一部を東能勢 村 へ (31.12.15)(合) 箕面市の一部 (32.3.30)(合) 三 宅 村 (32.4.1)(分) 一部を箕面市 へ (32.7.1)(分) 一部を三島町 へ (33.1.1)(合) 吹田市の一部 (34.4.1)(分) 一部を高槻市 へ	(23.1.1) (合・昇) 三島郡茨木町 三島村、春日 村、玉櫛村を 廃し茨木市を 設 置 (29.2.10)(合) 安 威 村 玉 島 村		
八 尾 市 (昭和 23. 4. 1)				(39.4.1)(合) 松原市の一部	(30.2.1)(合) 河内市の一部 (30.4.3)(合) 南 高 安 町 高 安 村 曙 川 村 (32.4.1)(合) 志 紀 町	(23.4.1) (合・昇) 中河内郡八尾 町、大正村、西 郡村、竜華町、 久宝寺村を廃 し八尾市を設 設		
泉 佐 野 市 (昭和 23. 4. 1)	(49.8.1)(交) 田尻町の一部  (55.5.1)(合) 熊取町大字七 山 大久保紺 屋の一部					(23.4.1) (昇・改) 泉南郡佐野町 に市制施行泉 佐野市と改称 (29.4.1)(合) 日 根 野 村 長 滝 村 上 之 郷 村 南 中 通 村 大 土 村		

## 域 変 遷 表 (続)

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以 降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
富 田 林 市 (昭和 25. 4. 1)	(18.6.1)(合) 大阪狭山市東 茱萸木の一部		(42.7.1)(交) 一部を狭山町 へ		(32.1.15)(合) 東 条 村	(25.4.1)(昇) 南河内郡富田 林町に市制施 行		
寝 屋 川 市 (昭和 26. 5. 3)			(41.11.1)(分) 一部を大東市 へ	(36.6.28)(合) 水 本 村		(26.5.3)(昇) 北河内郡寝屋 川町に市制施 行		
河 内 長 野 市 (昭和 29. 4. 1)						(29.4.1) (合・昇) 南河内郡長野 町、三日市村 加賀田村、川 上村、高向村 天見村を廃し 河内長野市を 設置		
松 原 市 (昭和 30. 2. 1)	(55.2.1)(分) 一部を堺市へ			(39.4.1)(分) 一部を八尾市 へ	(30.2.1) (合・昇) 中河内郡松原 町、天美町、布 忍村、三宅村、 恵我村を廃し 松原市を設置 (32.4.1)(合) 美原町の一部 (32.10.15)(合) 北八下村の一 部			
大 東 市 (昭和 31. 4. 1)	(54.5.1)(合) 東大阪市の一 部		(41.11.1)(合) 寝屋川市の一 部		(31.4.1) (合・昇) 北河内郡南郷 村、住道町、四 条町を廃し大 東市を設置 (34.1.20)(交) 河内市の一部			
和 泉 市 (昭和 31. 9. 1)	(48.8.1)(分) 一部を岸和田 市へ  (57.5.1)(合) 泉大津市の一 部  (58.5.1)(合) 高石市の一部  (元.5.1)(合) 堺市の一部			(35.8.1)(合) 信 太 村 八 坂 町 (37.11.1)(分) 一部を和泉大 津市へ	(31.9.1) (合・昇) 泉北郡和泉町 北池田村、南 池田村、北松 尾村、南松尾 村、横山村、南 横山村を廃し 和泉市を設置			

## 市 町 村 地

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
箕面市 (昭和 31.12. 1)	(11.2.1)(合) 茨木市の一部 一部茨木市へ				(31.12.1) (合・昇) 豊能郡箕面町 に豊川村を編 入市制施行 (31.12.15)(分) 一部を茨木市 へ (32.4.1)(合) 茨木市の一部			
柏原市 (昭和 33.10. 1)					(33.10.1)(昇) 中河内郡柏原 町に市制施行			
羽曳野市 (昭和 34. 1.15)					(32.4.1)(分) 南大阪町の一 部を美原町へ (34.1.15) (改・昇) 南河内郡南 大阪町に市制 施行羽曳野 市に改称			
門真市 (昭和 38. 8. 1)				(38.8.1)(昇) 北河内郡門真 町に市制施行				
摂津市 (昭和 41.11. 1)	(48.4.1)(交) 茨木市の一部 (52.4.1)(合) 高槻市の一部 (55.12.1) 茨木市の一部		(41.11.1) (昇・改) 三島郡三島町 に市制施行 摂津市に改称	(35.4.1)(昇) 茨木市の一部 (38.4.1)(分) 一部を吹田市 へ	(31. 9.30) (合・昇) 味下町、味生村 鳥飼村を廃し 三島町を設置 (32.7.1)(合) 茨木市の一部			
高石市 (昭和 41.11. 1)	(58.5.1)(合) 和泉市の一部		(41.11.1)(昇) 泉北郡高石町 に市制施行			(28.4.1)(合) 取石村	(4.4.1)(昇) 泉北郡高石村 に町制施行	
藤井寺市 (昭和 41.11. 1)			(41.11.1) (昇・改) 南河内郡美陵 町に市制施行 藤井寺市に改 称	(35.1.1)(改) 南河内郡美陵 町に改称	(34.4.20)(合) 藤井寺町、道 明寺町を廃し 藤井寺道明寺 町を設置	(3.10.15)(昇) 南河内郡藤井 寺村に町制施 行 (26.1.1)(昇) 南河内郡道明 寺村に町制施 行		



## 域 変 遷 表 (続)

市 町 村 (設置年月日)	昭和47年 以 降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
東 大 阪 市 (昭和 42. 2. 1)	(54.2.1)(分) 一部を大東市 へ (17.4.1) 中核市		(42.2.1)(合) 布施市、枚岡 市、河内市を 廃し東大阪市 を設置	( 布施市 ) (39.3.1)(交) 大阪市の一部	( 枚岡市 ) (30.1.11) (合・昇) 中河内郡枚岡 町、石切町、 孔舎衙村、繩 手町を廃し枚 岡 市 を 設 置 (河内市) (30.1.15) (合・昇) 中河内郡三野 郷村、英田村 盾津町、玉川 町、若江村を 廃し河内市を 設 置 (30.2.1)(分) 一部を八尾市 へ (34.1.20)(交) 大東市の一部	( 布施市 ) (12.4.1) (合・昇) 中河内郡布施 町、小阪町 楠根村、意岐 部村、長瀬村 弥刀村を廃し 布施市を設置		
泉 南 市 (昭和 45. 7. 1)		(45.7.1)(昇) 泉南郡泉南町 に市制施行			(31.9.30) (合・昇) 泉南郡信達町 新家村、鳴滝 村、西信達村 樽井町、雄信 達村を廃し泉 南町を設置			
四 條 畷 市 (昭和 45. 7. 1)		(45.7.1)(昇) 北河内郡四條 畷町に市制施 行		(36.6.25)(合) 田 原 村		(22.7.1)(昇) 四條畷村に町 制施行		
交 野 市 (昭和 46.11. 3)		(46.11.3)(昇) 北河内郡交野 町に市制施行			(30.4.1)(合) 星 田 村	(14.7.1) (合・昇) 交野村、磐船 村を廃し交野 町を設置		
大 阪 狭 山 市 (昭和 62.10. 1)	(62.10.1) (昇・改) 狭山町に市制 施 行 大阪狭山市に 改称		(42.7.1)(交) 一部を富田林 市 へ			(26.4.1)(昇) 狭山村に町制 施 行		
阪 南 市 (平成 3.10. 1)	(47.10.20)(合) 南海町、東鳥 取町を廃し阪 南町を設置 (3.10.1)(昇) 阪南町に市制 施 行			(35.11.1)(昇) 東鳥取村に町 制施行 (38.4.15)(交) 東鳥取町の 一 部 (38.4.15)(交) 南海町の一部	(31.9.30) (合・昇) 尾崎町、西鳥 取村、下荘村 を廃し南海町 を設置			
三 島 郡 島 本 町 (昭和15.4. 1)	(48.4.1)(分) 一部を高槻市 へ					(15.4.1)(昇) 島本村に町制 施 行		

## 市町村地域変遷表(続)

市町村 (設置年月日)	昭和47年 以降	昭和46 ～44年	昭和43 ～40年	昭和39 ～35年	昭和34 ～30年	昭和29 ～2年	大正年代	明治年代
豊能郡 豊能町 (昭和52.4.1)	(52.4.1) (昇・改) 東能勢村に町 制施行 豊能町に改称				(31.9.30)(合) 吉川村、東能 勢村を廃し東 能勢村を設置 (33.4.1)(合) 京都府亀岡市 の一部			
能勢町 (昭和31.9.30)					(31.9.30) (合・昇) 歌垣村、田尻 村、西能勢村 を廃し能勢町 を設置 (34.5.3)(合) 東郷村			
泉北郡 忠岡町 (昭和14.10.1)						(14.10.1)(昇) 忠岡村に町制 施行		
泉南郡 熊取町 (昭和26.11.3)	(55.5.1) 泉佐野鶴原、 上瓦屋の一部					(26.11.3)(昇) 熊取村に町制 施行		
田尻町 (昭和28.5.3)	(49.8.1)(交) 泉佐野市の 一部					(28.5.3)(昇) 田尻村に町制 施行		
岬町 (昭和30.4.1)					(30.4.1)(合) 淡輪村、深日 町、孝子村、 多奈川町を廃 し岬町を設置			
南河内郡 河南町 (昭和31.9.30)					(31.9.30) (合・昇) 石川村、白木 村、河内村、 中村を廃し河 南町を設置			
太子町 (昭和31.9.30)					(31.9.30) (合・昇) 磯長村、山田 村を廃し太子 町を設置			
千早赤阪村 (昭和31.9.30)					(31.9.30)(合) 千早村、赤阪 村を廃し千早 赤阪村を設置			

## 基 幹 統 計 一 覧

1) 基幹統計の名称及び調査期日は、最新のものを掲げた。

名 称	作成機関	調査期日	名 称	作成機関	調査期日
国民経済計算	内閣府	毎四半期、毎年	作物統計	農林水産省	毎年8月1日、10月1日及び収穫期
国勢統計	総務省	5年ごとの10月1日	海面漁業生産統計	農林水産省	毎月
住宅・土地統計	総務省	5年ごとの10月1日	漁業センサス	農林水産省	5年ごとの11月1日
労働力調査	総務省	毎月	木材統計	農林水産省	毎月、毎年末
小売物価統計	総務省	毎月	農業経営統計	農林水産省	毎月、毎年
家計調査	総務省	毎月、毎年	工業統計調査	経済産業省	毎年 末
個人企業経済調査	総務省	毎四半期、毎年	経済産業省生産動態統計	経済産業省	毎月
科学技術研究調査	総務省	毎年4月1日	商業統計	経済産業省	ほぼ3年ごと
地方公務員給与実態調査	総務省	5年ごとの4月1日	埋蔵鉱量統計	経済産業省	2年ごとの4月1日 4年ごとの4月1日
就業構造基本調査	総務省	5年ごとの10月1日	ガス事業生産動態統計	経済産業省	毎月
全国消費実態統計	総務省	5年ごとの9月、10月、11月	石油製品需給動態統計	経済産業省	毎月
社会生活基本統計	総務省	5年ごとの10月1日	商業動態統計調査	経済産業省	毎月
経済構造統計	総務省 経済産業省	5年ごと	特定サービス産業実態統計	経済産業省	毎年11月1日
産業連関表	総務省	5年ごと	経済産業省特定業種 石油等消費統計	経済産業省	毎月
法人企業統計	財務省	毎四半期 及び毎半年	経済産業省企業活動 基本統計	経済産業省	毎年6月1日
民間給与実態統計	国税庁	毎年 末	鉱工業指数	経済産業省	毎月
学校基本調査	文部科学省	毎年5月1日	港湾統計	国土交通省	毎月、毎年末
学校保健統計	文部科学省	毎年4月～6月	造船造機統計	国土交通省	毎月
学校教員統計	文部科学省	3年ごとの10月1日	建築着工統計	国土交通省	毎月
社会教育調査	文部科学省	3年ごとの10月1日	鉄道車両等生産 動態統計調査	国土交通省	毎月
人口動態調査	厚生労働省	毎月	建設工事統計	国土交通省	毎月及び 毎年3月31日
毎月勤労統計調査	厚生労働省	毎月及び 毎年7月31日	船員労働統計	国土交通省	毎年6月、12月 及び年末
薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省	毎月	自動車輸送統計	国土交通省	毎月、毎年3回 (2月、6月、10月)
医療施設統計	厚生労働省	毎月及び3年 ごとの10月1日	内航船舶輸送統計	国土交通省	毎月、毎年1回 (4月)
患者調査	厚生労働省	3年ごとの10月1日	法人土地基本統計	国土交通省	5年ごと
賃金構造基本統計	厚生労働省	毎年6月30日			
国民生活基礎統計	厚生労働省	毎年及び3年ごと			
生命表	厚生労働省	毎年			
社会保障費用統計	厚生労働省	毎年			
農林業構造統計	農林水産省	5年ごとの2月1日 10年ごとの2月1日			
牛乳乳製品統計	農林水産省	毎月、毎年末			

## 計 量 単 位 換 算 表

## 距 離

センチメートル	メートル	キロメートル	インチ	フィート	ヤード	マイル	鯨尺	尺	間	町	里
1	0.01	0.00001	0.39370	0.03281	0.01094	-	0.0264	0.033	0.0055	-	-
100	1	0.001	39.370	3.28083	1.0936	0.00062	2.64	3.3	0.55	0.0092	0.00025
100000	1000	1	-	3280.8	1093.6	0.62137	2640	3300	550	9.1667	0.25463
2.5400	0.02540	-	1	0.08333	0.02777	-	0.06706	0.08382	0.01397	-	-
30.480	0.30480	-	12	1	0.33333	-	0.80469	1.0058	0.16763	-	-
91.440	0.9144	-	36	3	1	-	2.4140	3.0175	0.50292	-	-
160930	1609.3	1.6093	63360	5280	1760	1	4248.64	5310.8	885.12	14.752	0.40978
37.879	0.37879	0.00038	14.913	1.2427	0.41425	-	1	1.25	0.20825	-	-
30.303	0.30303	0.00030	11.930	0.9942	0.3314	-	0.8	1	0.16667	-	-
181.82	1.8182	0.00182	71.582	5.9652	1.9884	-	4.8	6	1	0.01667	0.00046
10909	109.09	0.10909	7295.04	357.92	119.30	0.06778	288	360	60	1	0.02778
392730	3927.3	3.9273	154620	12885	4295	2.4403	10368	12960	2160	36	1

## 面 積

平方メートル	アール	ヘクタール	平方キロメートル	平方フィート	平方ヤード	エーカー	平方マイル	平方尺	坪・歩	反	町
1	0.01	0.0001	0.000001	10.764	1.1960	0.000247	-	10.890	0.30250	0.001008	0.0001008
100	1	0.01	0.0001	1076.4	119.60	0.024711	0.000039	1089.0	30.250	0.10083	0.010083
10000	100	1	0.01	-	11960	2.4711	0.003861	108900	3025.0	10.083	1.0083
1000000	10000	100	1	-	-	247.11	0.38610	10890000	302500	1008.3	100.83
0.092903	0.000929	0.0000093	-	1	0.11	-	-	1.0117	0.02810	-	-
0.83613	0.008361	0.000084	-	9	1	-	-	9.1055	0.25929	-	-
4046.9	40.469	0.40469	0.004047	43560	4840	1	0.00156	-	-	4.08043	0.40804
2589998	25900	259.00	2.5900	-	3097600	640	1	-	-	2611.5	261.15
0.091827	0.000918	0.0000092	-	0.98841	0.10982	-	-	1	0.02778	-	-
3.3058	0.033058	0.000331	0.000003	35.583	3.9538	-	-	36	1	0.00333	0.00033
991.74	9.9174	0.099174	0.000992	-	1186.1	0.24507	0.000382	10800	300	1	0.1
9917.36	99.1736	0.991736	0.009917	-	11861	2.4507	0.003829	108000	3000	10	1

## 体 積

立方センチメートル	立方デシメートル (リットル)	立方メートル	立方インチ	立方フィート	立方ヤード	パイント	米ガロン	立方尺	升	石	立方坪
1	0.001	0.000001	0.061024	0.000035	-	-	-	0.00004	-	-	-
1000	1	0.001	61.024	0.03531	-	2.1134	0.26417	0.03594	0.55435	-	-
1000000	1000	1	61024	35.315	1.30795	2113.4	264.17	35.937	-	5.5435	0.16637
16.387	0.01638	0.000016	1	-	-	-	-	-	-	-	-
28317	28.317	0.02831	1728	1	0.03704	-	7.4805	1.0176	15.698	0.15698	-
764559.8	764.56	0.76456	46656	27	1	-	201.97	27.475	423.83	4.2381	0.12719
473.18	0.47318	-	28.875	-	-	1	0.125	-	0.26231	-	-
3785.4	3.7854	0.00378	231.00	0.13368	-	8	1	0.13604	2.0983	0.020983	-
27826	27.826	0.02783	1698.1	0.98274	0.0367	-	7.3509	1	15.426	0.15426	0.00463
1803.9	1.8039	-	110.08	0.063704	-	3.8123	0.47657	0.064827	1	0.01	0.0003
180390	180.39	0.18039	11008	6.3704	0.23668	381.23	47.654	6.4827	100	1	0.03001
-	6010.5	6.0105	-	212.26	7.8615	-	-	216.00	3331.9	33.319	1

## 重 量

グラム	キログラム	トン	グレイン	オンス	ポンド	米トン	英トン	匁	斤	貫
1	0.001	-	15.432	0.03527	0.00220	-	-	0.26667	0.00167	-
1000	1	0.001	15432	35.273	2.2046	0.00110	0.00098	266.67	1.6667	0.26667
1000000	1000	1	-	-	2204.6	1.1023	0.98421	-	1666.7	266.67
0.0648	-	-	1	0.00229	0.000143	-	-	0.01728	0.00108	-
28.350	0.02835	-	437.5	1	0.0625	-	-	7.5600	0.04725	-
453.6	0.4536	0.000454	7000	16	1	0.0005	0.00045	120.96	0.75600	0.12096
-	907.18	0.90718	-	32000	2000	1	0.8929	-	1512	241.92
-	1016.05	1.01605	-	35840	2240	1.120	1	270944	1693.4	270.95
3.75	-	-	57.872	0.13228	0.00827	-	-	1	-	0.001
600	0.6	0.0006	9259.6	21.164	1.3228	-	-	160	1	0.16
3750	3.75	0.00375	57872	132.28	8.2673	0.00416	0.00369	1000	6.25	1